

しんきん個人インターネットバンキングサービス利用規定

第1条 しんきんインターネットバンキング取引

1. しんきんインターネットバンキングとは
しんきんインターネットバンキング（以下「本サービス」といいます）とは、契約者ご本人（以下「お客様」といいます）からのパーソナルコンピューター・本サービス対応携帯電話機等（以下「端末」といいます）を用いた依頼に基づき、資金移動・口座情報の照会・税金・各種料金の払込み等の当金庫所定の取引を行うサービスをいいます。
ただし、当金庫は、その裁量により、本サービスの対象となる取引および内容を取り扱わない場合があります。また、お客様に事前に通知することなく変更する場合があります。

2. 利用規約

本利用規約に同意し、当金庫本支店に預金口座を開設しているお客様を、本サービスの利用資格者とします。
なお、お客様は、お客様の安全確保のために当金庫が採用しているセキュリティ措置、本利用規約に示した利用者番号または各種パスワードの不正使用・誤使用などによるリスク発生の可能性および本利用規約の内容について理解したうえで、自らの判断と責任において、本サービスを利用することとします。

3. 契約の成立

本サービスの利用に関するお客様と当金庫との間の契約（以下「本契約」といいます）は、当金庫所定の方法によるお客様の申込みに基づき、当金庫が申込みを適当と判断し、承諾した場合に成立するものとします。

4. 使用できる端末

本サービスの利用に際して使用できる端末は、当金庫所定のものに限ります。
なお、端末の種類により本サービスの対象となる取引は異なる場合があります。

5. 本サービスの取扱時間

本サービスの取扱時間は、当金庫所定の時間内とします。
ただし、当金庫は、取扱時間をお客様に事前に通知することなく変更する場合があります。
また、取扱時間は、本サービスの対象となる取引により異なる場合があります。

6. 手数料等

(1) 本サービスの利用にあたっては、必要に応じ当金庫所定の手数料（以下「利用手数料」といいます）および消費税をいたずら場合があります。
この場合、当金庫は、利用手数料および消費税を普通預金規定（総合口座取引規定を含みます）および当座勘定規定にかかわらず、通帳・払戻請求書・キャッシュカードまたは当座小切手の提出を受けることなしに、お客様が利用申込書または当金庫所定の方法により届け出でていただく「代表口座」（以下「代表口座」といいます）から、当金庫所定の日に自動的に引き落とします。
なお、当金庫は、利用手数料をお客様に事前に通知することなく変更する場合があります。
また、代表口座として指定可能な預金口座は、当金庫所定の種類に限るものとします。

(2) 前号の本サービスの利用手数料以外の諸手数料については、取引内容に応じて当金庫所定の手数料をお支払いいただきます。
なお、提供するサービスの変更に伴い、諸手数料を新設・変更する場合があります。

第2条 本人確認

1. 本人確認の手段

お客様が本サービスを利用するに際して、当金庫は、端末から通知されるお客様の次の各号に定める番号等（以下、「番号等」といいます）と当金庫に登録されている番号等との一致を確認することにより、お客様の本人確認を行なうものとします。本サービスの本人確認に使用する番号等の組合せは、本サービスの対象となる取引の内容に応じて当金庫所定のものとします。

- (1) 契約者ID（利用者番号）
- (2) 利用登録用パスワード
- (3) ログインパスワード
- (4) 確認用パスワード

2. 初回ログイン用パスワードの届出

初回ログイン用パスワードは、お客様が指定するものとし、お客様から当金庫所定の書面により当金庫に届けるものとします。

3. お客様カードの送付

当金庫は、契約者ID（利用者番号）および確認用パスワードを記載したお客様カードを、お客様の届出住所に送付するものとします。

4. ログオンパスワードの変更

お客様は、本サービスのご利用開始前に、端末からログイン用パスワードを変更します。

なお、ログオンパスワード変更における本人確認方法は、次に定めるとおりとします。

(1) お客様が指定した初回ログイン用パスワードおよびお客様カードに記載された契約者ID（利用者番号）を端末からお客様自身が入力します。

(2) 当金庫は、お客様が入力された各内容と、当金庫に登録されている各内容の一一致により、本人であることを確認します。

5. 本人確認手続き

(1) お客様の取引時の本人確認方法および依頼内容の確認方法については、次に定めるとおりとします。

- ① 番号等を端末の画面上でお客様自身が入力します。
- ② 当金庫は、お客様が入力された各内容と当金庫に登録されている番号等の一一致により、次の事項を確認をいたしましたのとして取り扱います。

a. お客様の有効な意思による申込みであること。

b. 当金庫が受信した依頼内容が真正なものであること。

(2) 当金庫が前号の方法に従って本人確認をして取引を実施した場合は、番号等につき不正使用・誤使用その他の事故があつても当金庫は当該取引を有効なものとして取り扱い、また、そのために生じた損害については、第13条に定めた場合を除き、当金庫は責任を負いません。
ただしロゴンパスワード・利用者番号・確認用パスワード等の盗取等により不正に行われた資金移動等の損害である場合、個人のお客様は、第13条の定めに従い補償を請求できるものとします。

6. お客様カードの取扱い

(1) お客様カードは、お客様ご本人が保管してください、第三者への譲渡・貸与はできません。
当金庫から請求があった場合は、すみやかにお客様カードを返却するものとします。

(2) お客様がお客様カードを紛失・盗難などで失った場合には、お取引の安全性を確保するため、すみやかにお客様ご本人から当金庫所定の書面により当金庫に届けてください。
この届出に対し、当金庫は所定の手続きを行い、本サービスの利用停止の措置を講じます。
当金庫はこの届出に基づく所定の手続きの完了前に生じた損害については、第13条に定める場合を除き、責任を負いません。

なお、お客様カードの再発行はできませんので、当金庫所定の手続きを行い、新しいお客様カードを発行します。（利用者番号・確認用パスワードが変更となります）

(3) 前号のお客様カードを失った旨の届出については、電話によることができます。この場合、当金庫は前項と同様に取り扱います。

7. 番号等の管理

(1) 番号等は、お客様自身の責任において、厳重に管理するものとし、第三者へ開示しないでください。
また、ログオンパスワードについては、生年月日・電話番号・連絡番号など他人に知られやすい番号を登録することを避けるとともに、定期的に変更手続きを行ってください。

(2) 番号等につき偽造・変造・盗用または不正使用等の事実またはその恐れがある場合は、当金庫宛に直ちに連絡をしてください。

(3) 本サービスの利用について、誤った番号等の入力が当金庫所定の回数連続して行われた場合は、その時点で当金庫は本サービスの利用を停止しますので、再開手続きは当金庫に連絡のうえ、所定の手続を行ってください。

第3条 取引の依頼

1. サービス利用口座の届出

(1) お客様は、本サービスで利用する当金庫本支店に開設している口座を、サービス利用口座として、当金庫所定の方法により当金庫に届け出してください。
当金庫は、お届出の内容に従い、本サービスのサービス利用口座として登録します。
ただし、サービス利用口座として指定可能な預金の種類および本サービスの対象となる各取引において指定可能なサービス利用口座は、当金庫所定のものに限るものとします。

2. サービス利用口座の変更及び削除について

(1) 前各号に基づく届出または変更に係るサービス利用口座について、当金庫所定の方法により当金庫に届け出してください。

(2) お客様がサービス利用口座について、当金庫所定の書面により届け出してください。

(3) お客様本人の口座に相違ないものと認めて取り扱いましたうえは、それらにつき、偽造・変造その他事故があつても、そのために生じた損害について、当金庫は責任を負いません。

3. 取引の依頼方法

本サービスによる取引の依頼は、第2条に基づく本人確認が終了した後、お客様が取引に必要な所定事項を当金庫の指定する方法により正確に当金庫に伝達することにより行なうものとします。当金庫は、前項のサービス利用口座の届出に従い取引を実施します。

4. 取引の依頼の確定

当金庫が本サービスによる取引の依頼を受け付けた場合、お客様に依頼内容を確認しますので、お客様はその内容が正しい場合には、当金庫の指定する方法で確認した旨を当金庫に回答してください。
この回答が各取引で必要な当金庫所定の確認時間内に行われ、かつ当該時間内に当金庫が受信した時点で当該取引の依頼内容が確定したものとし、当金庫所定の方法で各取引の手続きを行います。

5. 通信混雑の影響

通信混雑、通信機器および回線障害、インターネットの特性等の事由により、取扱いが遅延したり不達となる恐れがありますので、お客様は、必ず照会サービスによりお取引内容をご確認ください。なお、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

6. 既に払戻し等を受けている場合の取り扱い

当金庫が不正な資金移動等の原資となった預金についてお客様に払戻しを行っている場合には、この払戻しを行った額の限度において、第1項に基づく補償の請求には応じることはできません。また、お客様が当該資金移動等を行った者から損害賠償または不当利得返還を受けた場合も、その受けた額の限度において同様とします。

7. 既に払戻し等を受けた場合の取り扱い

当金庫が補償を行った場合の取り扱い
当金庫が第2項規定に基づき補償を行った場合には、当該補償を行った額の限度において、お客様の資金払戻請求権は消滅し、また、当金庫は、当該補償を行った額の限度において、不正な資金移動等を行った者との第三者に対する損害賠償請求権または不当利得返還請求権を取得するものとします。

8. 税金・各種料金払込みサービス

1. 取引の内容

(1) 税金・各種料金払込みサービス（以下「料金払込みサービス」といいます）とは、当金庫所定の収納機関（以下「収納機関」といいます）に対する各種料金の照会および支払指定口座から指定の金額を引き落し、収納機関に対する当該各種料金の支払いとして、当該引落金を払込むことができるサービスをいいます。

(2) 料金払込みサービスの回あたり、および1日あたりのご利用の上限額は、当金庫所定の金額の範囲内とし、当金庫は、所定上限額をその裁量によりお客様に通知することなく変更する場合があります。

(3) 料金払込みサービスは、本条に特別な定めがない限り、第5条（資金移動）における振取引と同様の取扱いとします。

(4) 一度依頼した払込みは取消できないものとします。

(5) 当金庫は、お客様に対し払込みに係る領収書を発行いたしません。

(6) 収納機関の請求内容および収納機関での収納手続きの結果等、収納等に関する照会については収納機関に直接お問い合わせください。

(7) 料金払込みサービスの取扱時間は、原則として当金庫所定の時間内とします。なお、収納機関の取扱時間の変更などにより、当金庫所定の時間内であっても取扱ができない場合があります。

2. 利用の停止・取消し等

(1) 収納機関が指定する項目の入力を当金庫所定の回数以上誤った場合は、料金払込みサービスの利用を停止することができます。料金払込みサービスの利用を再開するには、必要に応じて当金庫所定の手続きを行ってください。

(2) 収納機関から収納依頼内容に関する確認ができない場合には料金払込みサービスを利用できません。

(3) 料金払込みサービスの取扱時間の変更などにより、当金庫所定の時間内であっても取扱ができない場合があります。

3. 利用の停止・取消し等

(1) 収納機関が指定する項目の入力を当金庫所定の回数以上誤った場合は、料金払込みサービスの利用を停止することができます。料金払込みサービスの利用を再開するには、必要に応じて当金庫所定の手続きを行ってください。

(2) 収納機関から収納依頼内容に関する確認ができない場合には料金払込みサービスを利用できません。

(3) 料金払込みサービスの取扱時間の変更などにより、当金庫所定の時間内であっても取扱ができない場合があります。

4. 取扱時間の変更

(1) 本サービスによる資金移動取引の内容は、お客様からの端末による依頼に基づき、お客様の指定した日（以下「指定日」といいます）に、お客様の指定する本サービス利用口座（以下「支払指定口座」といいます）よりお客様の指定する金額を引き落としのうえ、お客様の指定する当金庫本支店あるいは当金庫以外の金融機関の国内本支店の預金口座（以下「入金指定口座」といいます）に振込依頼を発し、または振替の処理を行なう取引をいいます。

(2) 支払指定口座と入金指定口座が同一店舗内でかつ同一名義の場合は、「振込」として取り扱います。

(3) 依頼内容が確定した場合、当金庫は確定した内容に従い、支払指定口座から振込金額と振込手数料および消費税の合計金額または振替金額を引き落しのうえ、当金庫所定の方法で振込または振替の手続きをします。

(4) 支払指定口座からの金の引き落しは、普通預金規定その他当金庫の定める他の規定にかかるわざと、通帳・キャッシュカードおよび払戻請求書または小切手の提出は不要とし、当金庫所定の方法により取り扱います。

(5) 以下のいずれかに該当する場合、振込・振替はできません。

① 振込・振替時に、振込金額と振込手数料および消費税との合計金額または振替金額が、支払指定口座より払戻すことができる金額（当座貸越を利用してできる範囲内の金額を含みます）を超えるとき。

② 支払指定口座が解約済のとき。

③ お客様から支払指定口座についての支払停止の届出があり、それにに基づき当金庫が所定の手続きを行なったとき。

④ 差押・相殺等やむを得ない事情があり、当金庫が支払を不適当と認めたとき。

⑤ 入金指定口座が解約済などの理由で入金できないとき。

⑥ その他、振込・振替ができないと当金庫が認める事由があるとき。

(6) 振込において、入金指定口座への入金ができない場合には、振替金額を当金庫所定の方法により当該取引の支払指定口座へ戻し入れれます。

なお、振込において、入金指定口座への入金ができない場合には、組戻手続きにより処理されます。

2. 障害時の対応

当金庫は、通信障害またはシステム障害により本取引の依頼を受け付けることができなくなった場合、資金移動等を利用可能とするために必要に応じて、当金庫の判断によりお客様の設定した「ロック実行」の状態を「一時ロック解除」または「ロック解除」に変更し、再度「ロック実行」に戻すことがあります。

3. 連絡の取扱い

本サービスによる取扱いの記録内容について疑義が生じた場合には、本サービスについての電磁的記録等の記録内容を正当なものとして取り扱います。

4. 海外からのご利用

海外からはその国の法律・制度・通信事情・電話機の仕様などによりご利用いただけない場合があります。当該国の法律を事前にご確認ください。

5. 解約後の処理

本契約が解約により終了した場合、そのときまでに処理が完了していない取引の依頼については、当金庫は処理する義務を負いません。本契約の解約日以降、お客様の番号等は、すべて無効となります。

6. 連絡の途絶

当